

都立高等学校オンライン申請受付システム 申請者向け操作マニュアル

②就学支援金編－ 2

就学支援金を申請するための専用マニュアルです。

2024年2月

東京都教育庁 都立学校教育部高等学校教育課経理担当

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

1 ログインする 2 申請情報（生徒情報）を入力 3 申請情報（収入状況）を入力 4 申請情報の確認 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（1/5） 1

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

ホーム

申請履歴

よくある質問（FAQ）

利用ガイド

山田 一郎

a < 申請選択画面に戻る

留意事項 ☒

高等学校就学支援金受給資格認定（1/5）

1

必ず確認の上、入力をしてください。

- イ、都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税標準額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ、「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ、4月に入学した新入生は、原則として4月の末日までに申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月の末日までに申請を行う必要があります。
- ニ、個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書をご提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ、過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が過算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ、2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト、偽りその他の不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ、受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税標準額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税標準額の変更が発見した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ、個人番号の利用によって市町村民税の課税標準額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができます。かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時的に止められる場合があります。
- ヌ、保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。
- ル、自動反映されている入力事項を変更しても、アカウントの登録情報は変更されません。アカウントの登録情報を変更したい場合は、別途ホーム画面の「登録情報を変更する」から変更をしてください。

1 留意事項をよくお読みください。

次のページに続きます

a 申請の選択画面に戻る場合は「申請選択画面に戻る」をクリックします。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

1 ログインする 2 申請情報（生徒情報）を入力 3 申請情報（収入状況）を入力 4 申請情報の確認 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（1/5） 2

1 生徒情報
生徒の氏名（漢字）：
山田 太郎
生徒の氏名（かな）：
やまだ たろう
生年月日：
2007年11月1日

2
郵便番号（半角ハイフンなし） 例：1638001
1000011
都道府県 東京都
市区郡 千代田区
町名 例：西新町 内幸町
番地・建物名等（全角） 例：2-8-1 Y-Y-Y
保護者等の連絡先
※日中ご連絡がとれるお電話番号をご入力ください。
※連絡先については可能な限り、2つ以上登録をお願いします。
※生徒との続柄について、自宅を登録した場合には、申請者様の続柄を選択してください。
※申請内容に不備があった場合、就学支援金業務受託事業者からご連絡させていただきます。
保護者等の電話番号（半角ハイフンなし） 例：0901234XXXX
0901234567
保護者等の電話番号②（半角ハイフンなし） 例：0901234XXXX
生徒との続柄 父

3 保護者等の電子メールアドレス：
生徒が在学する学校の名称：
北山高等学校

4
以下から該当するものを選択してください。
☐ 過去に別の高等学校等に在学していない
☐ 過去に別の高等学校等に在学していた

5 次へ

1 生徒情報（生徒の氏名（漢字）（かな）および生年月日）に間違いがないか確認します。

2 表示された住所および電話番号に間違いがないか確認します。変更がある場合は変更内容を入力します。（保護者等の住所および電話番号が初期表示されています。）

3 「保護者等の電子メールアドレス」および「生徒が在学する学校の名称」に間違いがないか確認します。

4 転出、退学後の再入学等で過去に別の高等学校に在籍していたかどうか、いずれかをチェックします。「過去に別の高等学校等に在学していた」を選択した場合 ⇒P.14へ

5 入力を終わたら「次へ」ボタンをクリックします。 ⇒P.15へ

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

1 ログインする 2 申請情報（生徒情報）を入力 3 申請情報（収入状況）を入力 4 申請情報の確認 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（1/5） 3

* 以下から該当するものを選択してください。

☐ 過去に別の高等学校等に在学していない

☒ 過去に別の高等学校等に在学していた

1 【高等学校等の在学期間について】

入力上の注意 ☒ 表示

必ず確認の上、入力してください。

イ、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、現在在学している学校のひとつ前の学校について入力してください。

ロ、これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ハ、「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専門専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に相当する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ニ、「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ホ、「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥専門専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間専修学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間専修学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を入力してください。

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間

* 学校名	例：東京都立〇〇高等学校
* 学校の種類	例：高等学校
* 学校の課程1	例：なし
* 学校の課程2	例：なし
* 学校の学科	例：なし
* 在学期間（開始日）	例：2019年4月1日
* 在学期間（終了日）	例：2020年3月31日
うち支給停止期間等（開始日）	例：なし
うち支給停止期間等（終了日）	例：なし

3 次へ

「過去に別の高等学校等に在学していた」を選択した場合

1 入力上の注意をよくお読みください。

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間について入力します。

3 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

1 ログインする 2 申請情報（生徒情報）を入力 3 申請情報（収入状況）を入力 4 申請情報の確認 5 申請完了

B 高等学校就学支援金受給資格認定（2/5） 1

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

ホーム

申請履歴

よくある質問（FAQ）

利用ガイド

山田一郎

a

申請選択画面に戻る

高等学校就学支援金受給資格認定（2/5）

留意事項
非表示

1

【保護者等の収入の状況について】

入力上の注意
表示

必ず確認の上、入力をしてください。

イ、保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいい、次のa～eは除きます。

- a. 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童福祉施設長
- b. 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設長の
- c. 法人である未成年後見人
- d. 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- e. その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ、①（親権者（両親）2名分）、③（親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合）又は⑤（主たる生計維持者2名分）に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。

ハ、②（親権者1名分）を選択するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、入力してください。

ニ、②（親権者1名分）選択時に表示される「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を学校に提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を学校に提出できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤（主たる生計維持者1名分）又は⑥（生徒本人）のうちいずれが該当する方を選択してください。

ホ、③（主たる生計維持者1名分）又は⑥（生徒本人）に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を学校に提出してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

1

「保護者等の収入の状況について」の入力上の留意事項をよくお読みください。

次のページに続きます

a

申請の選択画面に戻る場合は「申請選択画面に戻る」をクリックします。

入力された内容を破棄するかを確認する画面が表示されます。「確認」を選択すると申請選択画面に戻ります。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

1 ログインする 2 申請情報（生徒情報）を入力 3 申請情報（収入状況）を入力 4 申請情報の確認 5 申請完了

B 高等学校就学支援金受給資格認定（2/5） 2

1 申請又は届出時点における保護者等の状況及び学校に提出する個人番号（マイナンバー）カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（①から⑦のボタンのいずれかを選択してください。）

- ☐ ① 親権者（両親） 2 名分
生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
- ☐ ② 親権者 1 名分
親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、①から②までのいずれかを選択してください。
- ☐ ③ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
未成年後見人が選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
- ☐ ④ 主たる生計維持者 2 名分（両親等、生徒の生計をその収入により維持している者）
生徒が在学中に成人した時点で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ☐ ⑤ 主たる生計維持者 1 名分
- ☐ ⑥ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等
- ☐ ⑦ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
海外在住者や外国政府の駐日大使館勤務等

2 ②を選択された方は以下のボタンから選択してください。

- ☐ ②を当てはまる場合
・離婚、死別等により親権者が1人である
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を学校に提出できない等
- ☐ 個人番号の指定を受けていない場合
・日本国内に住所を有したことがない等

③を選択した場合

③を選択された方はご入力ください

*未成年後見人の人数（半角） 例：1

⑤を選択した場合

*⑤を選択された方は以下のボタンから選択してください。

- ☐ ⑤を当てはまる場合
・生徒が未成年だが親権者又は未成年後見人が存在しない
・入学時点で生徒が成人であったが主たる生計維持者が存在する
・生徒が成人であり未成年の時点で親権者が1人である
・生徒が成人であり未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった等
- ☐ 個人番号の指定を受けていない場合
・主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがない等

前の 3 次へ

1 申請又は届出時点における保護者等の状況、及び学校に提出する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）について、①から⑦のいずれかを選択します。

2 ②③⑤を選択したとき、付随する情報を入力します。

3 入力を終えたら「次へ」ボタンをクリックします。

- ・ ①、③(未成年後見人2名)、④のとき ⇒P.17へ
- ・ ②、③(未成年後見人1名)、⑤で「以下に当てはまる場合」のとき ⇒P.18へ
- ・ ⑥のとき ⇒P.19へ
- ・ ⑦のとき ⇒P.20へ

3人以上未成年後見人がいる場合は生徒様のお通いの学校までお問い合わせください。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

C 高等学校就学支援金受給資格認定（3/5） ①、③（未成年後見人2名）、④の場合

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

申請者情報入力画面 (3/5)

1 申請者等①の氏名・性別・生年月日を入力します。

2 申請者等①の【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。

3 申請者等①で「生活扶助受給を受けている」もしくは「日本国内に住所を有している」場合、【都道府県（申請者等①）】【市区郡（申請者等①）】を入力します。

4 申請者等②（システムをご利用されていない方）の情報を入力します。

5 申請者等②の【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。申請者等②の住所を入力する場合、申請者等①と同一住所であれば【申請者等①と同一住所の場合はこちらを選択してください。】をチェックします。

6 【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】を選択します。

7 入力終了後、【次へ】ボタンをクリックします。

- 1 保護者等①の情報をご確認のうえ【生年月日】を入力します。
- 2 保護者等①の【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。
- 3 保護者等①で「生活扶助受給を受けている」もしくは「日本国内に住所を有している」場合、【都道府県（保護者等①）】【市区郡（保護者等①）】を入力します。
- 4 保護者等②（システムをご利用されていない方）の情報を入力します。
- 5 保護者等②の【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。保護者等②の住所を入力する場合、保護者等①と同一住所であれば【保護者等①と同一住所の場合はこちらを選択してください。】をチェックします。
- 6 【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】を選択します。
- 7 入力を終えたら「次へ」ボタンをクリックします。⇒P.21へ

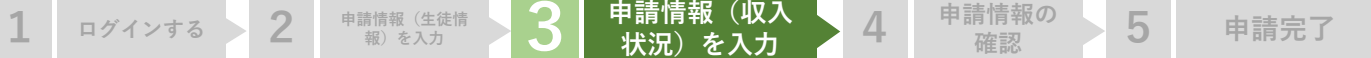
2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

C 高等学校就学支援金受給資格認定（3/5） ②、③（未成年後見人1名）、⑤の場合

- 1 保護者等①の情報をご確認のうえ【生年月日】を入力します。
- 2 保護者等①の【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。
- 3 保護者等①で「生活扶助受給を受けている」もしくは「日本国内に住所を有している」場合、【都道府県（保護者等①）】【市区郡（保護者等①）】を入力します。
- 4 【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】を選択します。
- 5 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。⇒P.21へ

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う



C 高等学校就学支援金受給資格認定 (3/5) ⑥の場合

[illegible]

- 1 生徒の情報に間違いがないか確認します。
- 2 【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】 【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。
- 3 「生活扶助受給を受けている」もしくは「日本国内に住所を有している」場合、【都道府県（保護者等①）】 【市区郡（保護者等①）】を入力します。
- 4 【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】を選択します。
- 5 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。⇒P.21へ

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

C 高等学校就学支援金受給資格認定（3/5） ⑦の場合

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問（FAQ）](#)[利用ガイド](#)[山田 一郎](#)[申請選択画面に戻る](#)

高等学校就学支援金受給資格認定（3/5）

【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】

※保護者等の扶養する23歳未満（4月1日時点）の子

☒ 3人以上☐ 3人未満

※就学支援金が所得制限により不認定となった場合、授業料の減額制度（多子世帯授業料支援事業）の対象となる場合があります。就学支援金の審査結果の通知を受けてから別途申請してください。

2

入力内容の確認

1 【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】を選択します。

2 入力を終わったら「入力内容の確認」ボタンをクリックします。

⇒P.21へ

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（4/5）

確認

① 入力した情報【生徒・保護者等情報】【高等学校等の在籍期間について】【保護者等の収入の状況について】【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】【その他（申請対象年度）】に間違いがないか確認します
※①から⑦の選択により表示される項目は異なります。

② 「（重要）次の事項を確認の上、チェックボックスを全て押下してください」をよく読み、かならず3つ全てチェックしてください。

③ 「登録」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（5/5）

< 申請選択画面に戻る

1

高等学校就学支援金受給資格認定（5/5）

高等学校就学支援金の申請が完了しました。
申請内容はメニュー内の「申請履歴」から確認いただけます。

※追加でマイナンバー収集台紙を学校に提出する必要があります。
現在お通いの学校にて、すでに提出されている場合、マイナンバー収集台紙の提出は不要です。
※その他紙提出書類につきましては、お通いの学校の経営企画室から配布された案内をご確認ください。

2

ホームに戻る

1 「高等学校就学支援金の申請が完了しました」とメッセージが表示され、申請が完了しました。

2 「ホームに戻る」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

A 申請ページから申請状況を確認します

1 「申請状況を見る」ボタンをクリックします。

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・ 第2回
 - ・ 不申請意向の確認
- 給付型奨学金
 - ・ 通常申請 (当年度分)
 - ・ 家計急変
- 奨学給付金
 - ・ 通常申請
 - ・ 家計急変
- 学び直し支援金
 - ・ 第2回

申請受付へ進む

1

申請状況を見る

生徒・保護者等情報変更

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

B 申請状況ページで申請状況を確認します

申請状況

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。

今年度（令和5年）		前年度（令和4年）		一昨年度（令和3年）	
就学支援金（第1回）	（申請未済）	就学支援金（第1回）	—	就学支援金（第1回）	—
就学支援金（第2回）	（申請済み）	就学支援金（第2回）	—	就学支援金（第2回）	—
給付型奨学金（通常申請）	（申請未済）	給付型奨学金（通常申請）	—	給付型奨学金（通常申請）	—
給付型奨学金（専攻急変）	（申請未済）	給付型奨学金（専攻急変）	—	給付型奨学金（専攻急変）	—
奨学のための給付金（通常申請）	（申請未済）	奨学のための給付金（通常申請）	—	奨学のための給付金（通常申請）	—
奨学のための給付金（専攻急変）	（申請未済）	奨学のための給付金（専攻急変）	—	奨学のための給付金（専攻急変）	—
奨学のための給付金（早期給付）	（申請未済）	奨学のための給付金（早期給付）	—	奨学のための給付金（早期給付）	—
学び直し支援金（第1回）	（申請未済）	学び直し支援金（第1回）	—	学び直し支援金（第1回）	—
学び直し支援金（第2回）	（申請未済）	学び直し支援金（第2回）	—	学び直し支援金（第2回）	—

1 申請状況が表示されます。

（申請未済）

・ ・ 申請が行われていません。

（申請済み）

・ ・ 申請が完了しています。

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。